

各区地域支援調整チームからの提言・要望に対する回答（案）

福祉局障害者施策部

区地域支援調整チームからの要望事項一覧（障がい関係）

ページ	要望区	要望要旨	担 当
1	福島区	障がい福祉サービス支給決定の仕組みの検討について	障害支援課
2	福島区	指定相談支援事業所、相談支援専門員の確保について	障害福祉課
3	東成区	発達障がいの方の障害年金申請について	保険年金課
4	鶴見区	緊急一時保護期間延長と措置先の確保について	地域福祉課
5	西成区	障がい者虐待への対応について	地域福祉課
6	西成区	自立支援法から介護保険法へのスムーズな移行について	障害支援課
7	西成区	高齢障がい者へのサービス運用について	障害支援課
8	西成区	緊急一時保護所の増設が求められる	地域福祉課
9	西成区	生活保護受給者に対する障がい特性に応じた対応について	保護課
10	西成区	移動支援について	障害支援課
11	西成区	研修の充実について	障害福祉課
12	西成区	在宅支援を進めるための相談支援体制の充実	障害福祉課 こころの健康センター
13	西成区	アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	こころの健康センター
14	西成区	薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大と支援者の育成	こころの健康センター
15	西成区	発達障がいのある人への支援体制の確立	障害福祉課
16	西成区	障がい者自立支援サービスから介護保険サービスへの円滑な移行について	障害福祉課

福島区要望 1	
<p>障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの利用が必要な人、サービスの利用を望む人ができるだけ早くサービスを利用できるように、支給決定の仕組みを検討してください。</p>	
要望理由	
<p>現在の仕組みでは、サービスの利用が必要な人、サービスの利用を希望する人が、自立支援の申請をした後、実際にサービスを利用できるまで時間がかかり過ぎます。サービス利用が開始できる時期は、介護給付については審査会にかかり、障がい程度区分が決定した以降、訓練等給付のみの方については、訪問調査が実施された日以降の支給決定となっており、できる限りサービスを利用したい人、サービス利用が必要と考えられる人について実際にサービスが利用できるようになるまでの期間が、2～3週間から3ヶ月程度かかる事が少なくありません。訪問調査の予定が調査員とあわず、予約を上手くとれない人、医師意見書の提出の遅れなど、ご本人に責任のある状況以外の要素で、サービスの利用が始められないケースもたくさんあります。</p> <p>介護保険では、暫定の支給決定の制度があり、申請時に仮の受給者証が発行され、その後、介護区分が出るまでの間にも、サービス利用が可能です。介護区分が想定よりも低く出た場合に、利用料が自己負担になる事はあるものの、サービスの利用は自立支援と比較しても早いタイミングで開始できます。介護保険同様の解釈ができれば、サービスの早期開始、早期導入が可能です。</p> <p>利用者の立場に立って、申請があったときには、できるだけ早くサービス利用ができるよう、何らかの対策を講じてください。</p>	
回 答	
<p>本市においては、新規申請や更新申請の増加に伴い増加する業務量・支給決定期間に対して支給決定事務の効率化・迅速化を図るため、平成 24 年 2 月より「大阪市認定事務センター」を設置し、区分認定の入力業務や審査会資料作成業務等の後方支援業務の集約化を行っています。現在は各区と認定事務センターが連携して支給決定を行っており、今後とも利用者の皆さまができるだけ早くサービスを利用できるように努めてまいります。</p> <p>また、突発的な要因により主な介護者が不在になった場合や災害等により居宅生活の継続が困難となった等、緊急やむを得ない理由について必要と認められる場合には、自立支援法 30 条 1 項に定める特例介護給付費等の制度を活用し、通常介護給付費等の支給決定前にサービスを利用することができます。</p> <p>なお、平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法は平成 25 年 4 月 1 日より障害者総合支援法に改正され、認定区分や支給決定の在り方等を含めて、平成 26 年 4 月 1 日以降の 3 年間をめどに検討されていく予定です。本市も国の動向を注視しつつ、より良い制度となるよう、国に対して要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8245)

福島区要望 2	
指定特定相談支援事業所、ならびに指定一般相談支援事業者の確保及び、相談支援専門員の養成、確保のための支援を求めます。	
要望理由	
<p>今後 3 年間で、自立支援等障がい福祉サービスを利用される方全員にサービス等利用計画の作成をはじめ、計画相談支援を実施することになっています。</p> <p>現時点では、福島区内の指定特定の相談支援事業所の数1箇所のみで、計画作成に当たる相談支援専門員の数もごくわずかです。今後、対象者全てにサービス等利用計画を作成し、モニタリングの実施も含めて計画相談支援を行うには、事業所、相談支援専門員の数、質とも絶対的に不足しています。このままでは、障がい福祉サービスの利用に支障が出る事が推測されます。また、この傾向は福島区だけでなく、大阪市全域で同じ傾向と考えられ、良質な相談支援専門員の養成と確保が共通の緊急の課題としてあげられます。そのため、相談支援専門員の初任者研修の開催や、その後のフォローアップの仕組みなど、相談支援が安定して、高い質で提供できる仕組みづくりが必要です。</p>	
回 答	
<p>計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業者、及び指定障がい児相談支援事業者が不足していることは、認識しています。</p> <p>本市では平成25年1月に、市内の障がい福祉サービス事業者に対する制度周知と事業者確保に関する課題を把握するために、大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対して、アンケート調査を行いました。</p> <p>アンケートの結果、課題としては、報酬面の課題（報酬単価・報酬算定の考え方）と人材確保の課題（相談支援専門員養成研修・実務経験の要件）が大きいことが分かっています。</p> <p>報酬については、国に対して実態に見合った報酬体系となるよう働きかけを行います。また、人材確保については、大阪府の実施する相談支援専門員養成研修の受講枠が来年度以降、拡大される予定です。本市としても実務経験の要件緩和について、国・府に対する働きかけを行うとともに、このような状況も注視しながら必要な措置を検討してまいります。</p> <p>相談支援専門員の資質向上については、障がい者基幹相談支援センターが継続的に研修を行うとともに、指定相談支援事業者に対する後方支援として、各区障がい者相談支援センターが支援いただくこととしています。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8071)

東成区 要望	
知的障害を伴わない発達障害の方の障害年金申請について、現状では申請に至るまでの手続きが非常に困難となっている。障害の特性に応じた申請要件とすることを提言する。	
要望理由	
<p>① 通常の障害年金申請と同様の年金納付要件がある。 (保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上必要、初診日直前の過去1年間保険料滞納がないことなど)</p> <p>② 初診から1年6ヶ月経過して初めて障害認定日とする。</p> <p>③ 発達障害での年金診断書を依頼できる精神科医が少ない。 そもそも申請にかかる要件が申請者に周知されていない。 (発達障害の診断名で本当に申請できるのかが不明確)</p> <p>①・②に関して、知的障害を伴わない発達障害の方の障害年金申請について、現状では精神障害として申請することになっており、発達障害は概ね乳幼児期に現れる脳機能障害とされる障害であるが、同じく発達期に現れる知的障害と同様の申請基準ではなく、年金納付の必要がある。20歳より以前に精神科へ通院し、初診が証明できる場合は、20歳を障害認定日として申請できるが、20歳を過ぎて初診の場合、初診から1年6ヶ月後が障害認定日となるために、その間は障害年金を申請することが出来ない。概ね乳幼児期に現れる脳機能障害とされる障害であるにもかかわらず、知的障害が伴わないと20歳を超えて初診であった場合、事後重症の扱いとなることは障害の特性と整合性がとれない。</p> <p>③に関して、発達障害での障害年金の申請について、他の障害の申請手続きに比べて不明な点が多いうえ、本当に申請できるかどうか申請者に伝わっていない。医療機関としても確実な申請要件を把握していない場合もある。</p>	
回 答	
<p>国民年金制度は、国民年金法に基づき老齢、障がい又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、年金の支給にかかる要件やその決定については国において行われております。</p> <p>本市といたしましても、国に対し、住民に身近な市町村の意見を取り入れて検討するよう、また、わかりやすい制度設計や制度周知の徹底を講じられるよう要望しているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部保険年金課 電話 (06-6208-7977)

鶴見区 要望	
<p>大阪市緊急一時保護期間延長と増床、一時保護後の支援のための介護保険施設等措置先の確保など制度の充実・改善を昨年度に引き続き要望する。</p>	
要望理由	
<p>虐待等により在宅生活の継続が困難な高齢者・障がい者を緊急的に介護保険施設等に入所させる場合に、大阪市の緊急一時保護制度を利用しているが、一時保護期間は原則14日と短い期間である。</p> <p>保護を必要とする高齢者・障がい者の事例終結には相当な時間がかかり、一時保護期間終了後の支援のため「やむを得ない事由による措置」等により入所先を探すため、区が非常に苦慮している。</p> <p>また、平成23年6月24日に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日より施行されることになり障がい者についても高齢者と同様に施設の確保が必要である。</p> <p>障がい者の虐待等による入所先の確保は身体・知的・精神といった障がい区分により複雑困難で、健康福祉局が障がい者の緊急一時保護を一床確保しているが、保護後の支援について、区だけでの対応では入所出来る施設探しに多大な困難を要することが予想される。</p> <p>被虐待者の保護後の安心、安全で適切な生活の場を確保するため、大阪市として統一した入所施設確保の制度充実を要望する。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成22年から虐待を受けた障がい者を緊急で保護する必要が生じた場合に備え、「要援護障がい者緊急一時保護事業」を実施し、障がい者福祉施設を1床確保しています。障がい者虐待防止法施行後の緊急一時保護施設の利用は平成25年1月末で2件のみであり、複数の障がい者虐待が発生した場合、不足する事態が発生することは認識していますが、状況を勘案しながら、一時保護施設の増床については検討して参ります。</p> <p>また、障がい者虐待については、未然防止に力を入れることが必要であると考えており、地域に密着した広報・啓発を行う区の活動を後押しするために、啓発物品の作成、研修会の開催、虐待防止連絡会議の開催、専門相談事業の実施等、地域福祉課相談支援グループにおける積極的な後方支援を行っていきたいと考えています。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-8086)

西成区 要望 1	
障がい者虐待への対応について	
要望理由	
<p>障がい者虐待対応のネットワーク確立が早急に求められる。 虐待防止センターが設置されることになっているが、10月の施行時にスムーズに動けるよう区、障がい者相談支援センター、関係機関等の体制・機能を明確化にすることが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害者虐待防止法第 35 条では、市町村は養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関との連携協力体制の整備について規定されており、市レベルでは大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、ネットワークの構築に努めています。また、地域レベルにおいても、区障がい者虐待防止連絡会議の設置を各区に依頼しているところです。</p> <p>障害者虐待防止法第 32 条では、市町村が「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすように規定されています。本市については、区保健福祉課、区障がい者相談支援センター、福祉局地域福祉課相談支援グループ、福祉局障害福祉課で役割の分担を行い、障がい者虐待防止センターの機能を果たすこととしています。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-8086)

西成区 要望2	
自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について	
要望理由	
<p>高齢化に伴い介護保険へ移行する障がい者が増加しており相談が多い。介護保険のケアマネージャーや関係者は障がい福祉サービスについての制度理解が難しく、また移行することで混乱を招くことも多い。相談機関としては区役所や相談支援事業所があるも相談場所について周知が十分でないこともある。スムーズな移行は当事者にとって質確保のために重要であるため円滑な移行ができるようなシステム作りが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障がいのある方から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障がい福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障がい福祉サービスの提供をできるよう、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障がいについては、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障がい福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障がい福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障がい者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8245)

西成区 要望3	
高齢障がい者へのサービス運用について	
要望理由	
<p>65歳以上を超えると介護保険への移行が基本ではあるものの、サービス内容や量において障がい者の特性から柔軟な運用が必要である。特に、介護保険適応以外のサービスが利用できないことで地域生活に支障が生じる障がい者も多いのが現状である。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障がいのある方から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障がい福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障がい福祉サービスの提供をできるよう、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障がいについては、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障がい福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障がい福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障がい者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8245)

西成区 要望 4	
緊急一時保護所の増設が求められる	
要望理由	
虐待等の緊急対応が求められた際の緊急一時保護所の確保は必須である。 不足事態が生じないよう対応が必要である。	
回 答	
<p>本市では、平成 22 年から虐待を受けた障がい者を緊急で保護する必要が生じた場合に備え、「要援護障がい者緊急一時保護事業」を実施し、障がい者福祉施設を 1 床確保しています。障がい者虐待防止法施行後の緊急一時保護施設の利用は平成 25 年 1 月末で 2 件のみであり、複数の障がい者虐待が発生した場合、不足する事態が発生することは認識していますが、状況を勘案しながら、一時保護施設の増床については検討して参ります。</p> <p>また、障がい者虐待については、未然防止に力を入れることが必要であると考えており、地域に密着した広報・啓発を行う区の活動を後押しするために、啓発物品の作成、研修会の開催、虐待防止連絡会議の開催、専門相談事業の実施等、地域福祉課相談支援グループにおける積極的な後方支援を行っていきたいと考えています。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-8086)

西成区 要望5	
生活保護受給者に対する障がい特性に応じた対応について	
要望理由	
<p>生活保護受給者や受給相談者には障がいを持っている者も多い。一般的な対応では本人の障がいにあわず当事者が生活しにくさを感じることや意に反する対応を受けることもある。</p> <p>就労指導、生活指導、関係機関連絡など多面的に対象者の障がい特性に応じた丁寧な対応が必要である。</p>	
回 答	
<p>障がい者の就労指導等の支援については、ハローワークの障がい担当や区域における支援専門機関と連携して個別の支援を行っていくこととなります。</p> <p>また、現任者研修の実施により、障がい者の理解を深め、他法他施策の活用を図るよう努めているところです。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 保護課 (電話 6208-8014)

西成区 要望 6	
移動支援について	
要望理由	
<p>知的・精神障がい者手帳受給者とは違い、身体障がい者は利用できる対象者が限られている。身体障がい者についても移動支援のニーズはあり、利用拡大について検討を求める。また、支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通園・通学・通所等が対象として疎外されていることについても必要不可欠な外出として検討を求める。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所等については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8245)

西成区 要望 7	
研修の充実について	
要望理由	
<p>平成24年度から相談支援が充実された。それに伴い相談支援事業所の増加が求められるが、相談支援員が不足している。大阪市としての研修開催や研修情報の提供が必要である。</p>	
回 答	
<p>計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業者、及び指定障がい児相談支援事業者が不足していることは、認識しています。</p> <p>本市では平成25年1月に、市内の障がい福祉サービス事業者に対する制度周知と事業者確保に関する課題を把握するために、大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対して、アンケート調査を行いました。</p> <p>アンケートの結果、課題としては、報酬面の課題（報酬単価・報酬算定の考え方）と人材確保の課題（相談支援専門員養成研修・実務経験の要件）が大きいことが分かっています。</p> <p>報酬については、国に対して実態に見合った報酬体系となるよう働きかけを行います。また、人材確保については、大阪府の実施する相談支援専門員養成研修の受講枠が来年度以降、拡大される予定です。本市としても実務経験の要件緩和について、国・府に対する働きかけを行うとともに、このような状況も注視しながら必要な措置を検討してまいります。</p> <p>相談支援専門員の資質向上については、障がい者基幹相談支援センターが継続的に研修を行うとともに、指定相談支援事業者に対する後方支援として、各区障がい者相談支援センターが支援いただくこととしています。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8071)

西成区 要望 8	
在宅支援を進めるための相談支援体制の充実	
要望理由	
<p>精神障がい者の在宅支援を実施するためには、地域における相談支援の充実が不可欠である。従来、障がい者施策においてケアマネージメント従事者不在のなか、西成区では個別のケア会議を開催しながら、公的機関と民間機関が密接に連携し、サービスのすきまを埋めるように努めてきたところである。今後、さらに相談支援の質を確保するには、指定相談支援事業所の拡大と共に、相談支援従事者研修・スーパーバイズ機能の充実が不可欠である。</p>	
回 答	
<p>精神障害者の在宅支援を進めていくためには、関係者の支援力を向上させていくことが必要であり、そのためには、関係機関の職員に対する研修を企画実施します。</p> <p>相談支援を担う相談支援専門員が不足していることは認識しています。</p> <p>本市では平成25年1月に、市内の障がい福祉サービス事業者に対する制度周知と事業者確保に関する課題を把握するために、大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対して、アンケート調査を行いました。</p> <p>アンケートの結果、課題としては、報酬面の課題（報酬単価・報酬算定の考え方）と人材確保の課題（相談支援専門員養成研修・実務経験の要件）が大きいことが分かっています。</p> <p>報酬については、国に対して実態に見合った報酬体系となるよう働きかけを行います。また、人材確保については、大阪府の実施する相談支援専門員養成研修の受講枠が来年度以降、拡大される予定です。本市としても実務経験の要件緩和について、国・府に対する働きかけを行うとともに、このような状況も注視しながら必要な措置を検討してまいります。</p> <p>相談支援専門員の資質向上については、障がい者基幹相談支援センターが継続的に研修を行うとともに、指定相談支援事業者に対する後方支援として、各区障がい者相談支援センターが支援いただくこととしています。</p>	
担 当	<p>福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8071)</p> <p>健康局 こころの健康センター (電話 6922-8520)</p>

西成区 要望 9	
アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	
要望理由	
<p>西成区では、単身男性、高齢者、自殺未遂者、また結核罹患者において、アルコール関連問題を抱える事例が多く、支援者が連携してきめ細かい支援を展開している。また、アルコール関連問題の研修会や事例検討も行い、アルコール依存症の理解と啓発に努めている。しかしながら、アルコール問題のあまりの多さに十分に対応しきれていないのが現状である。近隣区にアルコール専門診療所はあるが、断酒のために入院の必要な事例も多く、また、高齢者では通院が困難な場合も多い。相談支援機関の充実と共に、区内に専門医療機関が必要であり、市内に入院治療機関も必要である。また、介護事業者は介護の最前線で困難ケースの対応に苦慮している。介護事業所へのアルコール関連問題への研修は必須であり、市として介護事業所へのアルコール関連問題研修の実施を望むものである。今後の市民の健康の向上のためにも、大阪市としてアルコール問題に取り組む姿勢が重要であると考えます。</p>	
回 答	
<p>アルコール専門医療機関は、現状では、数が限られているため通院や入院の対応に困難を要する状況にあると認識しています。また、相談支援機関や介護事業所等、地域での支援者の研修や資質の向上は重要であり、大阪市としても、酒害教室や飲酒と健康を考える会で、支援者の育成にも重点をおいた取り組みを実施しています。また、市民講座や職員研修なども企画し、実施しています。</p>	
担 当	健康局 ころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区 要望10	
薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大と支援者の育成	
要望理由	
<p>西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につながるまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。昨年度の要望書回答では、府下4カ所の病院、市内13カ所の診療所で受診できるとあるが、府下の医療機関は遠方であり、市内は条件付きでの受け入れが多く、実際に問い合わせたところ、軽症のみや覚醒剤・麻薬では断られることが多いのが現実である。通院できる距離に薬物問題専門医療機関が必要であり、民間医療機関での受け入れが困難であれば、公的医療機関での受け入れを強く進めていただきたい。また、専門知識を持った支援者の育成、支援機関への技術支援も急務である。</p>	
回 答	
<p>薬物関連問題が社会的にも問題となり本市としても市民講座や関係者への研修を実施して広く啓発活動に努めています。また、家族支援のためのワークショップも企画開催しています。専門医による薬物相談をこころの健康センターで定期的の実施しており、専門医療機関や支援機関との連携が今後も、必要であると認識しています。</p>	
担 当	健康局 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区 要望 1 1	
発達障がいのある人への支援体制の確立	
要望理由	
<p>発達障がい者の相談が増加しているが、現状では利用できる専門医療機関・相談機関や在宅サービス・就労支援体制が、いまだ不十分である。成人の発達障がい者の診断ができる医療機関は少なく、診断機能も含め支援できる機関が必要である。発達障がい者支援センターの総合的な支援の充実が望まれる。また、発達障がい者の中で、就労希望者は多いが、就労にはきめ細かな支援が必要である。発達障がい者の人数に比較し、就労支援は不足しており、現在の支援機関ではマンパワー不足と言わざるをえない。障がい者就労支援機関の発達障がい者専門相談員の充実と育成を望むものである。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成 18 年 1 月に発達障がい者支援センター「エルムおおさか」を開設し、発達障がいのある方及びその家族の方への相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修、関係機関との連携・機関支援等に取り組んでまいりました。</p> <p>また、障がい者就業・生活支援センターに発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を行ってまいりました。</p> <p>これらの事業については、ニーズの高まりの中、支援体制の充実が課題となっておりましたが、平成 25 年度予算案において、発達障がいのある方が、身近な地域で障がいの特性を踏まえた適切な支援を受けることができる地域づくりを目指して、「エルムおおさか」に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・機関支援を実施するとともに、発達障がい者就業支援コーディネーターについても増員を行うこととしております。</p> <p>なお、医療機関の不足に関しては、府域全体の課題として、大阪府が発達障がい専門医師養成事業により、発達障がいの確定診断ができる医師を養成し、協力医療機関を増やす取組を行っております。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8078)

西成区 要望12	
障がい者自立支援サービスから介護保険サービスへの円滑な移行について	
要望理由	
<p>介護保険対応年齢となり、障がい者自立支援サービスから介護保険に移行する事例は多くなってきている。しかし、自立支援サービスではケアマネ不在のなか、介護支援専門員に十分な情報が提供されず、スムーズな移行が困難になっている事例も多い。市民に不利益が起ることなく、スムーズな移行ができるようなシステムづくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障がいのある方から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障がい福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障がい福祉サービスの提供をできるように、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障がいについては、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障がい福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障がい福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障がい者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8245)